

審 査 基 準

令和4年6月30日作成

法 令 名：道路交法
根 拠 条 項：第94条第2項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会 （仮免許証の再交付については、岐阜県警察本部長）
法 令 の 定 め：道路交法施行規則第21条（免許証の再交付の申請）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：岐阜県警察本部交通部運転免許課運転者講習センター 即日 岐阜県警察本部交通部運転免許課自動車運転免許試験場 即日 警察署 概ね3週間 （いずれの場合も再交付申請免許証が岐阜県公安委員会交付のもの、または他県公安委員会交付のもので、当県に転入と同時に申請のもの）
申 請 先：各運転者講習センター、自動車運転免許試験場及び各警察署
問 い 合 わ せ 先：岐阜県警察本部交通部運転免許課 岐阜県警察本部交通部運転免許課運転者講習センター 各警察署
備 考：道路交法第91条又は第91条の2第2項の規定による、免許の条件の付与又は変更に伴う免許証の再交付の申請先は、各運転者講習センター又は自動車運転免許試験場